

第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

歴史的風致形成建造物の指定において、建造物はその意匠性、技術性が優れたもの、歴史性、地方性、希少性などの観点から価値の高いもの又は外観が景観上の特性を有するもので、概ね昭和中期頃までに建設されたものを基準とする。庭園は芸術的価値または学術的価値の高いものを基準とする。

さらに、いずれも文化財保護審議機関等で審議され、文化財保護法等の法律または関連する条例等により価値付けされたものを原則とし、重点区域の歴史的風致の形成に寄与することを要件とする。

なお、重点区域において歴史的建造物の継続的な調査を実施し、上記条件に合致するものについては、歴史的風致形成建造物として随時追加指定を図る。

以上、下記の一に該当する建造物等がかつ本市の歴史的風致の形成に寄与するものを歴史的風致形成建造物として指定する。

【指定の要件】

- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財、第132条第1項の規定に基づく登録記念物
- ・景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物、景観重要公共施設
- ・茨城県文化財保護条例（昭和51年条例第50号）第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財、第40条第1項の規定に基づく県指定史跡
- ・水戸市文化財保護条例（昭和51年条例第28号）第5条第1項の規定に基づく市指定有形文化財、第34条第1項の規定に基づく市指定史跡
- ・その他、本市の歴史的風致の形成に寄与すると認められる文化財建造物

なお、これら指定済または指定候補となる歴史的建造物は、別表のとおりである。

別 表

	名 称	所 在 地	要 件	指定済・候補
①	八幡宮拝殿及び幣殿	水戸市八幡町	市指定文化財	指定済
②	八幡宮神楽殿	同上	市指定文化財	指定候補
③	八幡宮随神門	同上	市指定文化財	指定候補
④	薬王院仁王門	水戸市元吉田町	県指定文化財	指定候補
⑤	薬王院四脚門	同上	市指定文化財	指定候補
⑥	旧水戸城薬医門	水戸市三の丸2丁目	県指定文化財	指定候補
⑦	旧水戸城大手門	同上	未指定	指定候補
⑧	旧水戸城角櫓	同上	未指定	指定候補
⑨	旧水戸城三階櫓	同上	未指定	指定候補
⑩	横山大観生誕の地（史跡）	水戸市城東2丁目	市指定文化財	指定済
⑪	藤田東湖生誕の地（史跡）	水戸市梅香1丁目	市指定文化財	指定候補
⑫	吉田神社	水戸市宮内町	未指定	指定候補
⑬	東照宮	水戸市宮町2丁目	未指定	指定候補
⑭	備前堀	水戸市紺屋町 他	未指定	指定候補
⑮	保和苑	水戸市松本町	未指定	指定候補
⑯	水戸東武館	水戸市北見町	未指定	指定候補

【別表の歴史的建造物の位置図】

